

8 上水道水質検査の概要

1 基本的な方針

市では、水道水が水質基準に適合し、安全であることを保証するために、以下の方針で水質検査を行っている。

(1) 水質検査地点

検査地点は、水源や浄水場などの系統ごと給水栓(蛇口の水)で行う。そのほか、水源の原水や浄水場の浄水で検査を行う。

(2) 水質検査項目

検査項目は、水道法で検査が義務づけられている水質基準項目と、水質管理上留意すべきとされている水質管理目標設定項目及び水質管理上必要と判断した項目について行う。

(3) 検査頻度

検査頻度は、水道法及び過去の検査結果などに基づき、項目に応じて設定し実施する。

(4) 検査方法

毎日行う検査項目は、民間に委託し行う。

そのほかの項目については、水道法第 20 条第 3 項による厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に委託する。

2 水質検査結果

平成 25 年度の水質検査結果は三島市ホームページに掲載。

三島市ホームページアドレス <http://www.city.mishima.shizuoka.jp/>